

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宝塚市長

## 公表日

令和5年6月27日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>&lt;事務内容&gt; 兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という)と本市が連携して事務を行う。 本市における事務内容は以下のとおり。</p> <p>1. 被保険者の資格管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広域連合が75歳以上の者の被保険者認定を行うにあたり、広域連合に住基情報を提供する。</li><li>・広域連合が65歳以上75歳未満の者の障害等による被保険者認定を実施するにあたり、広域連合に住基情報を提供する。</li><li>・広域連合が生活保護等による被保険者の適用除外認定を実施するにあたり、広域連合に適用除外情報を提供する。</li><li>・広域連合が資格認定(取得・喪失の確認)を実施するにあたり、資格取得届・喪失届等の受付を行い、その届出書を広域連合へ送付する。</li><li>・広域連合が被保険者証交付を実施するにあたり、広域連合に住基情報を提供する。</li><li>・広域連合が被保険者証の更新等を実施した後に、必要に応じて被保険者証の随時交付を行う。</li><li>・広域連合が住基情報による届出のみなし、住所地特例を確認するために、広域連合に住基、住登外登録情報を提供する。</li></ul> <p>2. 保険料賦課・徴収</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広域連合が保険料率、賦課決定等を実施するにあたり、広域連合に所得情報を提供する。</li><li>・普通徴収に関して、保険料納期決定を行う。</li><li>・広域連合が減免、徴収猶予決定を実施するにあたり、減免申請・徴収猶予申請の受付を行い、その申請書を広域連合へ送付する。</li><li>・保険料徴収に関する業務(年金からの特別徴収、保険料収納、納入通知の送付、督促状の送付、滞納処分、延滞金の徴収など)を行う。</li><li>・広域連合に対して、保険料軽減分の公費補てん、保険料等の徴収金の納付を行う。</li><li>・広域連合に滞納情報を提供する。</li></ul> <p>3. 保険給付</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広域連合が一部負担金の割合の減免決定を実施するために、減免申請の受付を行い、その申請書を広域連合へ送付する。</li><li>・広域連合が償還払いの審査、支払を実施するために、高額医療費及び療養費の支給申請・標準負担額減額申請の受付を行い、その申請書を広域連合へ送付する。</li><li>・広域連合が葬祭費等の支給を実施するために、葬祭費の申請の受付を行い、その申請書を広域連合へ送付する。</li><li>・広域連合が第三者行為による損害賠償請求を実施するために、第三者行為による損害賠償請求に関する申請の受付を行い、その申請書を広域連合へ送付する。</li></ul> <p>4. 保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・後期高齢者医療健康診査事業の実施にあたり、健診結果等の情報管理を行う。</li></ul>
③システムの名称	後期高齢者医療市町システム、兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
後期高齢者医療事務ファイル、健診結果情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報」が含まれる項(80の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律による(後期高齢者医療関係)情報」が含まれる項(83の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による(後期高齢者医療関係)事務」が含まれる項(82の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第43条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	宝塚市市民交流部医療助成課	
②所属長の役職名	医療助成課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-9103 宝塚市市民交流部医療助成課	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	「4. 保健事業 ・後期高齢者医療健康診査事業の実施にあたり、健診結果等の情報管理を行う。」 を追記	事後	
平成28年6月2日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	後期高齢者医療市町村システム、兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	後期高齢者医療市町村システム、兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー	事後	
平成28年6月2日	2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療事務ファイル	後期高齢者医療事務ファイル、健診結果情報ファイル	事後	
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療助成課長 沖元 武	医療助成課長	事後	
平成30年7月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和3年9月2日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療市町村システム、兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー	後期高齢者医療市町村システム、兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、団体内統合宛名システム、健康管理システム、中間サーバー		
令和3年9月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	文中「番号法第19条第7号 別表第二」	文中「番号法第19条第8号 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和5年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	